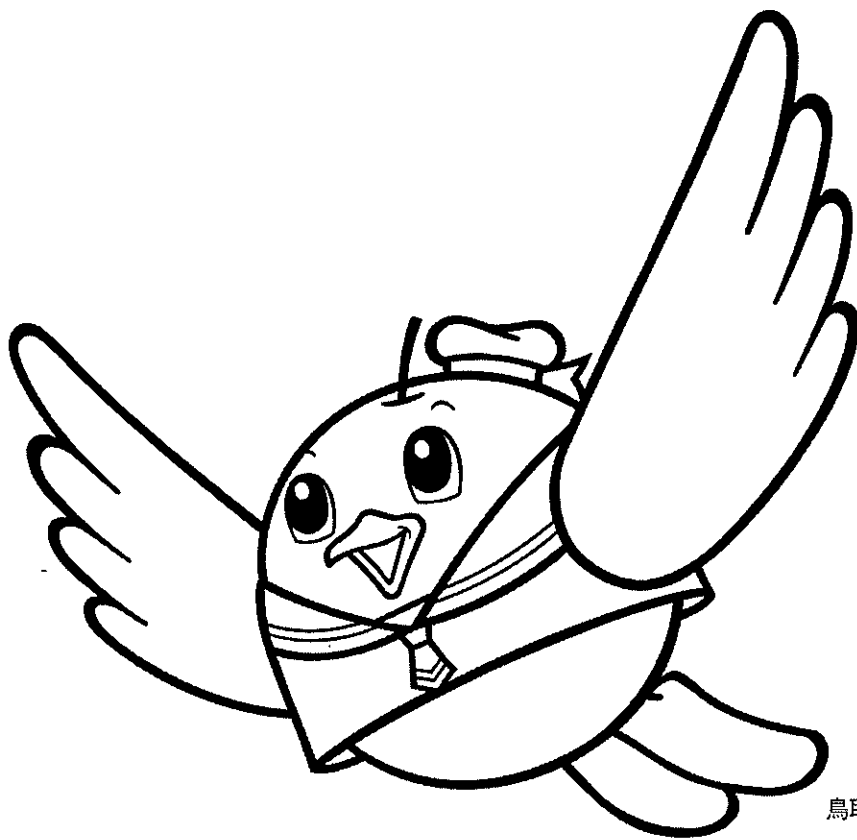


鳥取県人権教育基本方針

－ 第2次改訂（案） －

概要版



鳥取県マスコットキャラクター
トリピー

平成29年 月

鳥取県教育委員会

人権教育基本方針－第2次改訂－構成図

第1章 人権教育をめぐる動き

【同和教育で培われてきた原則】

- 差別の現実から深く学ぶ
 - ・現象の背景に迫る中で教育課題を明らかにする
 - ・自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていく

【国際社会で培われてきた原則】

- 権利を基礎にすえること
- 具体的な問題を基礎にすえること
- 行動(解決)を志向すること
- エンパワメント(自己決定の幅を広げる)の重視
- 「参加型」の重視

【人権救済と人権教育のかかわり】

- 人権尊重の社会づくり相談ネットワークとの連携

第2章 鳥取県がめざす人権教育

- 豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

人権教育の推進

第3章 人権教育の推進者の育成

- あらゆる場を通じた人権教育の推進
- 推進者の育成(学校、家庭、地域、職場)

第4章 人権教育における評価

- 人権教育における評価の在り方(推進体制、実践内容等)

様々な人権問題への取組

第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針

第1節
同和教育

第2節
男女共同参画に関する教育

第3節
障がいのある人の人権に関する教育

第4節
子どもの人権に関する教育

第5節
高齢者の人権に関する教育

第6節
外国人の人権に関する教育

第7節
病気にかかわる人の人権に関する教育

第8節
刑を終えて出所した人の人権に関する教育

第9節
犯罪被害者等の人権に関する教育

第10節
性的マイノリティの人権に関する教育

第11節
生活困難者の人権に関する教育

第12節
インターネットにおける人権に関する教育

第13節
(新) ユニバーサルデザインの推進

第14節
(新) 様々な人権にかかわる教育

はじめに ～ 策定趣旨 ～

鳥取県教育委員会では、平成 16 (2004) 年、人権にかかわる教育課題を統合的に捉えて推進するため「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、平成 24 (2012) 年の第 1 次改訂を経て、その趣旨の徹底に努めてきました。

このたび、鳥取県が人権施策の総合的な推進を図るため策定している「鳥取県人権施策基本方針」の第 3 次改訂（平成 28 年 9 月）を受け、これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、新たに注目されてきた人権問題に対応するとともに、国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について」の考え（「育てたい資質・能力」の明確化、「協力・参加・体験」を中核にすえた指導方法等）を反映させ、人権尊重の精神を涵養する教育のより一層の充実を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」の第 2 次改訂を行うことにしました。

第 1 章 人権教育をめぐる動き

◎ 同和教育で培われてきた原則について

同和教育は、「差別の現実から深く学ぶ」「身近な生活の中にある差別をなくしていく仲間づくり」「地域の住民とともにつくる教育」など実践から生み出されてきた原則や教訓を踏まえ、同和問題の解決を基本課題としながら、あらゆる差別問題の解決とすべての人々の権利回復、自己実現を図る取組を重ねてきました。

差別の現実から深く学ぶ：教職員や指導者が子どもや保護者の生活の現実・生活背景に触れる中で教育課題を明らかにすることです。そして、自分と差別とのかかわりを見つめ、自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていくことです。

◎ 国際社会で培われてきた人権教育の原則について

急激な社会の変化や人権意識の高まりによって様々な人権問題が市民によって提起されるようになった今日、人権教育に寄せられる期待はますます大きくなっています。

鳥取県教育委員会では、国際社会の中で培われてきた人権教育の原則に立脚し、人権を実際の生活の中で生かせるよう、知識だけでなく技能や態度を高め行動力をつけることをめざしています。

権利を基礎にすえること：法や条約に記された人権について学ぶこと等を通じて、誰もが「権利の主体」であり、人権尊重の社会づくりの担い手であるとの意識を確立すること。

具体的な問題を基礎にすえること：具体的に誰のどのような権利が侵害されているのか、なぜそのような侵害が起こるのかということ捉える資質・能力を育てること。

行動(解決)を志向すること：人間としての尊厳の自覚に基づき、人権が尊重される社会（問題の解決）をどのように実現するのかを見極め、実践する資質・能力を育てること。

エンパワメントの重視：自分自身のかけがえのなさに気づき、差別や抑圧から解き放たれ、本来もっている能力を発揮し、自己決定の幅を広げること。

「参加型」の重視：協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す包括的な学習プロセスのこと。

◎ 人権救済と人権教育の有機的かかわり

- ・「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等との効果的連携。
- ・相談ケースの背景の分析。課題解決に向けた人権教育の取組の充実。

第2章 鳥取県がめざす人権教育について

◎ 同和教育で培われてきた原則を基底に位置づける

鳥取県教育委員会では、これまで取り組まれてきた同和教育の原則を踏まえた人権教育を推進することをめざしています。

◎ 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」とともに、国際社会で普遍性を認められた権利の内容、人権概念等を踏まえた「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」を重視します。

「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」：様々な人の立場に立って問題解決を考えることによって普遍性に近づいていくこと。

「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」：「普遍的な人権」という基準から、自身の経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげること。

◎ 鳥取県の人権教育がめざすもの

「人権教育がめざすもの」～豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成～

- 本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
- 人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する
- 多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

第3章 人権教育の推進者の育成

◎ あらゆる場を通じた人権教育の推進、推進者の育成

幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育に取り組む必要があります。このため、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育の推進者を育成する必要があります。人権教育の推進者の育成にあたっては、人権尊重の社会づくりに取り組む様々な機関・団体と連携・協働することが大切です。連携・協働に当たっては、政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら取り組む必要があります。

第4章 人権教育における評価

◎ 評価の在り方

人権教育を一層充実させるため、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直していくことが大切です。

- ・ PDCAサイクル（実態把握に基づく計画立案－実施－評価－改善）の確立
- ・ 学習者に育てたい資質・能力（知識・技能・態度）を明確にした評価
- ・ 学習者の自己評価、市民による外部評価等、多角的な視点からの評価

第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針

◎ 人権教育の4つの側面

人権教育に取り組む上で大切なことは、教育活動全体を通じて取組を推進するということです。鳥取県教育委員会ではこのことを以下の4つの側面に整理し、これらを有機的にかかわらせながら取り組むこととしています。

「人権のための教育」：豊かな人権文化を築く資質を備えた人間を育成すること。

「人権としての教育」：生涯にわたり、すべての人が等しく教育を保障されること。

「人権についての教育」：人権や人権問題について学ぶこと。

「人権が尊重される教育」：人権が大切にされた環境で学ぶこと。

① 同和教育

- ・課題として、結婚、就職、戸籍等の不正取得、インターネット上での誹謗中傷等を例示。
- ・人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めるという視点を、より重視しながら、自己実現を果たすことをめざす教育を推進。

② 男女共同参画に関する教育

- ・課題として、配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）、セクシュアルハラスメント、雇用、固定的な性別役割分担意識等を例示。
- ・男女共同参画の視点に立って、性にかかわる社会的な問題について、社会全体の課題であるという認識を深め、課題解決を志向する教育を推進。

③ 障がいのある人の人権に関する教育

- ・課題として、物理的障壁、文化・情報面の障壁、雇用等を例示。
- ・特別支援教育を推進するとともに、障がいのある人の問題は、社会全体の課題であるという認識を深め、課題解決を志向する教育を推進。

④ 子どもの人権に関する教育

- ・課題として、いじめ、暴力行為、体罰、不登校、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等を例示。
- ・権利の主体として、自他の人権を守るための実践行動につなげられるよう、育成すべき資質・能力を明確にした教育を推進。

⑤ 高齢者の人権に関する教育

- ・課題として、核家族化の進展等による家族の介護機能の低下、認知症患者の増加、社会的孤立、高齢者虐待等を例示。
- ・高齢者のための国連原則（自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）を踏まえた教育を推進。

⑥ 外国人の人権に関する教育

- ・課題として、本名を名のりにくい状況、日本語の習得と母国語の保持との間での葛藤、入居・入店拒否、就労の障害、ヘイトスピーチ等を例示。
- ・一人ひとりの実態に応じた、きめ細かな指導・情報提供を実施するとともに、多様性を尊重する態度を育てる国際理解教育を推進。

⑦ 病気にかかわる人の人権に関する教育

- ・課題として、ハンセン病・HIV感染症への偏見・差別、難病への理解不足等を例示。
- ・病気にかかっている児童生徒への適切な支援を実施するとともに、病気にかかわる社会的問題への理解を深める教育を推進。

⑧ 刑を終えて出所した人の人権に関する教育

- ・課題として、根強い偏見・差別の存在、就職・住居の確保が困難等を例示。
- ・刑を終えて出所した人の人権をめぐる社会的問題について、個人情報の適切な取り扱い、当事者にかかわる児童生徒への配慮と適切な支援を重視した教育を推進。

⑨ 犯罪被害者等の人権に関する教育

- ・課題として、取材や報道の在り方、犯罪被害者の物的・心的負担等を例示。
- ・犯罪被害者等の人権をめぐる社会的問題について、個人情報の適切な取扱い、当事者にかかわる児童生徒への配慮と適切な支援を重視した教育を推進。

⑩ 性的マイノリティの人権に関する教育

- ・課題として、性同一性障がい等の性自認、性的指向への偏見・差別を例示。
- ・性的マイノリティの人権をめぐる社会的問題について、児童生徒の発達段階を踏まえた性教育に適切に位置づけながら、関係医療機関との連携等に基づく適切な支援を重視した教育を推進。

⑪ 生活困難者の人権に関する教育

- ・課題として、不安定な雇用形態と低賃金に苦しむ人の増加等を例示。
- ・社会における企業の役割と責任、社会保障等における国・地方公共団体の役割にかかわる学習の中に適切に位置づけながら、個人情報の適切な取扱い、当事者にかかわる児童生徒への配慮と適切な支援を重視した教育を推進。

⑫ インターネットにおける人権に関する教育

- ・課題として、差別助長行為、プライバシーの権利の侵害、名誉毀損やいじめ、児童ポルノの流通等を例示。
- ・児童生徒の実態把握に努め、地域や保護者の啓発、児童生徒への適切な指導を実施するとともに、情報モラルにかかわる教育を推進。

⑬ ユニバーサルデザインの推進

- ・課題として、ユニバーサルデザイン及びカラーユニバーサルデザインの認知度が低いこと、県内公共施設等の点検・改善・整備を促していく必要があることを例示。
- ・様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育を推進。

⑭ 様々な人権にかかわる教育

- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等、東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題、アイヌの人々、個人情報の保護、職場における人権問題、ひきこもりの状態にある人の人権にかかわる現状と課題、鳥取県の取組を紹介。